

第3章 特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存

1 特定健診・保健指導のデータの形式

電子的標準形式により、電子データでの効率的な保存および送受信を原則とする。

(1) 健診データ提出の電子的標準様式

(健診機関等→医療保険者、医療保険者→医療保険者)

1) 基本的考え方

○ 今後の新たな健診における、健診データの流れとして以下の場面が考えられる。

① 健康診査実施機関・保健指導実施機関→医療保険者〔法第28条〕

② (被扶養者の健診を行った) 医療保険者

→(被扶養者所属の) 医療保険者〔法第26条〕

③ (異動元の) 医療保険者→(異動先の) 医療保険者〔法第27条〕

④ 労働安全衛生法に基づく健診を実施した事業者

→(当該労働者所属の) 医療保険者〔法第27条〕

また、健康診査等の実施状況などについては、以下の流れが考えられる。

⑤ 医療保険者→国、都道府県〔法第15条・第16条〕、支払基金〔法第142条〕

※〔 〕内の法とは、「高齢者の医療の確保に関する法律」。

○ 今回の新たな健診において、医療保険者には、被保険者の健診を実施する様々な健診機関や、被扶養者の健診を実施する他の医療保険者、さらには労働安全衛生法に基づく健診を実施する事業者などから、健診データが送付されてくることとなり、複数の経路で複雑に情報のやりとりが行われる。

さらに、医療保険者ごとに健診・保健指導の実績を評価する際にも、膨大なデータを取り扱うことから、データの互換性を確保し、継続的に多くのデータを蓄積していくためには、電子的な標準様式を設定する。

○ また、電子的標準様式は、将来的に健診項目の変更、追加、削除、順番の変更等があっても対応が容易となるよう定める。

○ 個人情報の保護には十分に留意する。

○ 人間ドック等他の健診のデータも、この電子的標準様式で収集できるようにする。

○ 収集された電子的情報はバックアップのために、安全性の確保された複数の場所に保存する。

○ 医療保険者においては、被保険者の求めに応じて、健診結果を電子的に提供する。

(2) 具体的な様式

- 前ページ①「健診機関等→医療保険者」の提出様式は、以下の要件を満たし、「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」の(別紙8、別紙9)とする。
 - ・ 特定のメーカーのハード、ソフトに依存しない形式
 - ・ 将来、システム変更があった場合でも対応が可能な形式
 - ・ 健診機関、医療保険者等の関係者が対応できる方式
- 前ページ②、③、④の提出様式についても、同様の標準様式で対応する。
- 前ページ⑤の提出様式のうち、国、都道府県が、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の進捗状況や実績の評価のために、各医療保険者から収集する健診・保健指導実施状況については、各医療保険者から支払基金への報告様式を利用する。

2 特定健診・保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健康診査・特定保健指導の記録の保存義務期間は、規則第〇条に基づき、記録の作成の日から最低5年間又は加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までとなるが、保存期間の満了後は、保存してある記録を加入者の求めに応じて当該加入者に提供するなど、加入者が生涯にわたり自己の健診情報を活用し、自己の健康づくりに役立てるための支援を行うよう努める。

3 被保険者への結果通知の様式

参考資料6
様式別

(表面)

特定健康診査受診結果通知表

フリガナ	生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
氏 名	性別/年齢	男・女	歳	特定健康診査受診番号

既 住 歴	
眼 鏡 歴	喫煙歴
自 覚 症 状	
他 覚 症 状	

項 目	基 準 値	今 年	前 年	前 前 年	前 々 年
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
身 体 計 測	身 重 (cm)				
	体 重 (kg)				
	腹 囲 (cm)				
	B M I				
血 圧	収 縮 期 血 圧 (mmHg)				
	拡張期血圧 (mmHg)				
血 中 脂 質 検 査	中 性 脂 肪 (mg/dl)				
	HDL-コレステロール (mg/dl)				
	LDL-コレステロール (mg/dl)				
肝 臓 機 能 検 査	G O T (IU/l)				
	G P T (IU/l)				
	γ-G T P (IU/l)				
血 糖 検 査 <small>(Fasting Blood Sugar (FBS))</small>	空腹時血糖 (mg/dl)				
	ヘモグロビンA1c (%)				
尿 検 査	糖				
	蛋 白				

(裏面)

貧 血 検 査	赤 血 球 数 (万/ml)			
	血 色 素 量 (g/dl)			
	ヘマトクリット値 (%)			
心 電 図 査	所 見			
	所 見			
眼 底 検 査	所 見			

メタボリックシンドローム判定			
----------------	--	--	--

医師の判断	
判断した医師の氏名	

(備考)

- この用紙は、日本工業規格A列4種とすること。
- 「性別」の欄は、該当しない文字を記録すること。
- 基準値を外れている場合には、「#」を測定結果欄に記入すること。
- メタボリックシンドローム判定の欄は、「基準値外/予備検査/共済外」を記入すること。
- 医師の判断の欄は、①特定健康診査の結果を踏まえた医師の所見、②貧血検査、③眼底検査及び④尿検査を実施した理由を記入すること。

4 記録の提供の考え方

(1)他の保険者

健診データは、いわゆるセンシティブ情報に当たるものであり、その厳格な取り扱いが求められている。退職・転居等に伴い加入する医療保険者が変わった場合、過去の、個人の健診データを新保険者に移動することについては、慎重に検討する必要がある。

もとより、本人が主体的に、健康手帳等の方法で健診データ等を生涯にわたり継続し、健康管理を行っていくことは望ましいことであるし、本人の同意のもとで、旧保険者から新保険者にデータの提供が行われ、新保険者で全体的なデータ管理がなされることは否定されるべきものではない。

しかしながら、以下の条件が揃う場合のみデータ移動が発生することから、保険者間でのデータ移動は原則ではなく例外として行うことができるという位置付けと整理する。

- 新保険者が、旧保険者でのデータも含め全体的なデータ管理を行う意向が強い場合
- かつ、本人が新保険者のデータ管理に対する意向に同意・賛同するものの、本人から提供できない(散逸等により)ために新保険者が旧保険者から提供を受けることに本人が同意する場合
- さらに、旧保険者が最低保管年限を超えて本人に代わりデータを長期保管している場合

高齢者医療確保法第27条は、新保険者は、旧保険者に記録の写しを求めることができ、求めがあった場合は、旧保険者はこれを提供しなければならない、と定めているが、この条文は、上記の例外的にデータ移動する場合における根拠規定と解釈する。

なお、提供に当たってのデータ抽出作業や媒体の送料等の諸費用については、一義的には提供を希望する新保険者が負担する(当事者で別段の取り決めは可能)

(2)健診・保健指導委託先事業者

健診データは、「個人情報保護に関する基本方針」(平成16年4月2日・閣議決定)において特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があるとされている医療分野に関する情報である。また、これらの情報は医療保険者が医療保険事業に必要な範囲で扱う情報である。

このため、市町村(一般衛生部門)は、保健指導等に活用する目的で、これらの情報提供を受けようとする場合には、各市町村の個人情報の保護に関する条例の内容を踏まえた上で、例えば、医療保険者に対し、被保険者等に特定健診の受診案内を送付する際に、当該送付状に以下のような注意事項を記載し、本人が希望しない場合には、当該本人が識別される個人データの情報提供を停止することとするように依頼しておくこと。

(注意事項)

健康診査の結果は、美馬市保険福祉部保険年金課において適正に管理いたしますが、地域住民の健康増進を図る観点から美馬市保険福祉部健康課において保健指導や健康相談を実施する目的で情報提供の依頼を受けた場合には、健康課へ、健康診査の結果を紙媒体又は電子媒体により提供(※)いたします。

※ 提供した情報は、美馬市保険福祉部健康課において保健指導や健康相談を実施する以外の目的に使用されることはありません。

美馬市保険福祉部保険年金課国保担当 TEL52-5601

5 健康手帳の活用

被保険者の生涯を通じた健康増進の取り組みを支援するため、健康手帳を活用する。

健康手帳は、被保険者の健康実態を経年的に把握できるとともに、自分の身体を「身体メカニズム・重症化メカニズム」の視点で見ることができ、生涯を通じた予防活動を支援するために健康実践記録として有効に活用する。

6 個人情報保護対策

特定健康診査の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づくガイドライン(「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長通知・医薬食品局長通知・老健局長通知)、「健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(平成16年12月27日日保発第1227001号厚生労働省保険局長通知)等)等に関する役員・職員の義務(データの正確性の確保、遺漏防止措置、従業者の監督、委託先の監督)について周知徹底をするとともに、保険者において定めているセキュリティポリシーについても周知徹底を図り、個人情報の漏洩防止に細心の注意を払います。

(1) 特定健康診査等の記録の保存方法

健診・保健指導で得られる健康情報等の保存については、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等及び美馬市個人情報保護条例により、適正に保存する。

(2) 体制

個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等及び美馬市個人情報保護条例による管理、運用体制とする。

(3) 保存に係る外部委託の有無

保険者は効果的・効率的な健診・保健指導を実施する立場から、収集した個人情報を有効に利用することが必要であるため、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等及び美馬市個人情報保護条例により個人情報の保護に十分に配慮しつつ、データの保存を外部委託ができることとする。

(4)外部委託をする場合には、外部委託先を記載
徳島県国民健康保険団体連合会

(5)特定健康診査等の記録の管理に関するルール

特定健康診査等の記録については、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等及び美馬市個人情報保護条例により、適正に管理する。